裁　決　書

審査請求人
[redacted]

上記審査請求人代理人
[redacted]

上記審査請求人が、平成20年9月5日付けで提起した西宮市福祉事務所長の生活保護開始決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主　文

西宮市福祉事務所長が平成20年7月1日付けで審査請求人に対してした生活保護開始決定処分を取消します。

審査請求の趣旨及び裁決の理由

第1　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、西宮市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成20年7月1日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に行った生活保護開始決定処分（保護開始日は平成20年6月27日。以下「本件処分」という。）を取消し、保護開始日を平成20年6月24日にするとの裁決を求めるというものです。

第2　審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおり主張しているものと解されます。

請求人は[redacted]付近の武庫川河川敷で野宿生活をしていた。平成20年6月24日に請求人は処分庁を訪れ、生活保護申請を行った。その後、同年6月27日に[redacted]病院（[redacted]）に検査のため入院した。平成20年7月1日付保護開始決定通知書は、開始年月日が平成20年6月27日となっているが、請求人には生活保護申請を行った6月24日から6月26日の[redacted]病院に入院する前日までの3日間について、河川敷で野宿生活を余儀なく

されており、最低生活を下回る生活を強いられていたのは明らかであり、要保護性がなかったという理由はない。従って本件処分は不当、違法なものであり保護開始決定を取消し、開始年月日を平成20年6月24日とすることを求める。

第３　当庁の認定した事実及び判断

１　当庁の認定した事実は、次のとおりです。

(1)　平成20年6月24日、処分庁は請求人から生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護申請書を受理したこと。なお、申請書の申請者住所欄に「[redacted]むこ川かせんじき」、保護を申請する理由として「野宿していて住居がありません」と記載されていること。

(2)　請求人は平成20年6月27日に[redacted]病院に検査入院したこと。

(3)　処分庁は平成20年7月1日付けで保護開始決定を行い請求人あて通知したこと。同通知書には開始年月日として「平成20年6月27日」、開始の理由として「[redacted]（世帯主）さんの入院による。」と記載されていること。

２　当庁の判断は、次のとおりです。

(1)　法第30条第1項によれば、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときは、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる」とされています。

(2)　このことから、ホームレス状態にある者から保護の申請があった場合には、居宅又は施設が確保されるのを待って、若しくは、入院が必要な場合には医療機関への入院を確認して保護の決定を行うべきであると解されます。

(3)　本件については、請求人の入院により居所が確保されたことをもって、処分庁は開始決定を行っており、ホームレス状態のままの開始決定には当たらず、妥当な取扱いであると認められます。

(4)　次に、法第2条によれば、「すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。」とされており、また、ホームレスに対する生活保護の適用に関して、平成15年7月31日付社援保発第0731001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知によると、「生活保護は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない者、すなわち、真に生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした

制度であり、ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでない」としています。

(5)　このことから、保護の要否を判定するにあたっては、ホームレスに対しても一般世帯と同様に保護要件に該当するかしないかの要否判定に基づき処分を決定するべきであり、申請時において請求人の居住地がないことのみをもって保護を行わないとすれば、法第２条にいう無差別平等の原則に反することになります。

(6)　そして、法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものとされており、法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされています。

(7)　また、保護の開始時期について、厚生省社会局長通知（昭和38年4月1日社発第246号）第10-3によると、「保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること」としています。

(8)　ホームレス状態にあった者から保護の申請があった場合、居宅又は施設が確保されてから保護の決定を行うことは先述したとおりですが、申請書を受理した平成20年6月24日から居宅又は施設が確保されるまでの間についても、食費、被服費等の生活上の需要があったことは容易に推定されるものであり、また、平成20年6月27日時点で収入認定が行われておらず、申請日時点でも同様の収入状況にあると推定されることから、処分庁が請求人について要保護状態でなかったと立証できないのであれば、その生活上の需要に対する保証が必要であると考えます。

(9)　このことについて処分庁は弁明書において「判断は不能」としており、請求人から保護申請書を受理した平成20年6月24日から6月26日までの間、請求人が要保護状態になかったことの判断は行われていませんが、審査庁としては、請求人が6月27日に入院していることから、活用できる稼働能力を有する見込みは少なく、要保護状態であった可能性が高いものと考えます。

(10)　次に、処分庁が弁明書において、「仮に、テント生活者に生活扶助を金銭給付するとしても、『生活保護法による保護の基準、第１　保護の基準』にある居宅の場合の１類費・２類費、特に２類費の算定基準をテント生活者にそのまま適用するのが適当なのか疑義が生ずるところであり」との記述がありますが、このことについて考察します。生活保護法による保護の基準は、昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号において示されていますが、生活扶助の基準生活費については別表第１の第

１章において「１　居宅」と「２　救護施設等」とに分類されています。ホームレス状態にある者については救護施設等の基準生活費を適用することは不適当であり、居宅による基準生活費を適用するべきであると判断します。なお、同章１－⑵－ウにおいて「入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。」との記載がありますが、これに該当しないことは明白です。また、同章１－⑵－アにおいて、「基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第１類の表に定める個人別の額を合算した額と第２類の表に定める額の合計額とする。」と記載されており、これにより算出された基準生活費を用いることが適当であると判断します。

(11)　したがって、本件処分については保護の申請のあった平成20年6月24日から6月26日までの間について、居宅の基準生活費（第１類の表に定める個人別の額を合算した額と第２類の表に定める額の合計額）を最低生活費の算定に用いて、要保護状態となるかどうかを改めて判断することが必要です。

よって、本件審査請求は、処分庁の保護開始決定処分の判断に重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法（昭和37年法律160号）第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成２１年２月２６日

兵庫県知事　　井戸　敏三